

受診が必要か判断に迷ったときは？

賢く受診
しましょう

小児救急電話相談 #8000

県では、休日や夜間における子どもの急な病気やけがについて、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

相談対象者 おおむね15歳未満の子どもの保護者等

受付時間 ●平日・土曜日 19時～翌朝8時 ●日・祝・年末年始 8時～翌朝8時

相談窓口の電話番号 「#8000」番（又は099-254-1186）※携帯電話からも利用可能

こどもの救急

<http://kodomo-qq.jp/>

公益社団法人 日本小児科学会が作成しているホームページです。
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



予防接種を控えていますか？

予防接種は病気から体を守り、感染症の流行を防ぐために行います。
各予防接種によって対象年齢や接種方法などが決められていますので、適切な時期に受けましょう。

こんなときは手続きが必要です

受給者証の交付を受けた後、以下の場合には、再度、市町村で手続きが必要となりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

- 他の市町村に引っ越しをするとき
- 受給者証の有効期間内に住民税非課税世帯でなくなったとき

詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

制度について
お問い合わせ

県くらし保健福祉部子ども家庭課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-2763



子ども医療費の窓口負担無料の 対象が広がります

対象者 住民税非課税世帯の小・中・高校生が新たに対象に加わります。
令和3年4月～



Q 新たに対象となるのは？

住民税非課税世帯の未就学児に加え、高校生（18歳に達する日以後最初の3月31日）までのお子さんが新たに対象になります。

Q 手続きはどうすればいいの？

お住まいの市町村から受給者証の交付を受け、医療機関等の窓口で提示する必要があります。
※お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 無料になる医療費は？

保険が適用となる入院（食事の費用は除く）、通院（歯科を含む）、お薬、訪問看護、柔道整復施術療養費です。

※保険が適用されない費用（選定療養費（紹介状なしで大規模な病院（200床以上）を受診した場合に初診料とは別にかかる費用）や任意の予防接種費用など）は対象となりません。

Q 窓口無料にならないのはどんなとき？

医療機関等の窓口で受給者証の提示がない場合や、県外の医療機関等を受診した場合は、窓口無料化の対象となりません。

その場合は、いったん窓口で自己負担額を支払い、領収証等をお住まいの市町村に提出すると、払い戻しが受けられます。

※市町村によって給付を受けるための手続きが異なる場合があります。
詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。